

機関番号：34601
研究種目：基盤研究（C）
研究期間：2008～2010
課題番号：20530084
研究課題名（和文） 21世紀型消費者法システムとソフトローの関係についての比較法政策的研究
研究課題名（英文） Comparative Research on the Role of Soft Law Within the Framework for Consumer Policy in the 21st Century
研究代表者
タン ミッシェル (TAN MICHELLE)
帝塚山大学・法学部・教授
研究者番号：60299146

研究成果の概要（和文）：本研究は、英米法系の消費者法システムにおけるソフトローの実態を調査し、最近日本においても消費者政策として推進されているソフトローのあり方を比較法政策的観点から研究するものである。欧米諸国を中心に比較調査をして、ソフトローを推進するための消費者法システムの理論およびフレームワークを明らかにした。欧米諸国で活用されているソフトローの手法の特徴、実践例を分析した上で、日本における活用方法について、論文及び内外のシンポなどで提言を行った。

研究成果の概要（英文）：We conducted research on the role of soft law within the framework of consumer law in Western countries (especially, Australia, Europe, America). We looked at several models that could be incorporated into Japanese consumer law. We produced many papers and gave several presentations about our conclusions both in Japan and Australia.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,600,000	480,000	2,080,000
2009年度	1,500,000	450,000	1,950,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	3,600,000	1,080,000	4,680,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：消費者法、消費者政策、ソフトロー、自主規制、自主行動基準、規格

1. 研究開始当初の背景

2004年に消費者保護基本法は、消費者基本法へと改名され、消費者の権利を明記するとともに、事業者に対して、「その供給する商品及び役務に関し品質等を向上させ、その事業活動に関し自ら遵守すべき基準を作成する

こと等により消費者の信頼を確保」することが努力義務となった（第5条第2項）。これは、消費者の権利を守るために事業者が自主的に取り組む必要があることを意味する。さらに、同法では、事業者団体がこのような事業者の自主的な取組を支援する義務がある

としている。したがって、本法の改正では、事業者・事業者団体の自主ルールへの取組が義務となった。ところが、理念を定める消費者基本法の規定は、実定法においてどのように具体化できるかが課題である。消費者法関連で参考になるような事例は、独禁法の公正競争規約、あるいは SG マークの制度以外、実践的なものは少ない。

一方、「自主ルール」は、欧米諸国を中心に、ソフトロー(soft law)あるいは自主規制・共同規制 (self-regulation, co-regulation)として、消費者政策だけでなく、実体法の中でも確立されている。特に、英米法系において自主ルールは、古くから、コンプライアンスの義務を果たすための重要な規制のツールとして活用されており、その歴史は長い。

したがって、欧米諸国の実態は、基本法が規定している企業の自主的な取組を具体化する日本にとって大変参考になる。

2. 研究の目的

(1) 本研究の大きな目標は、英米法系の消費者法システムにおけるソフトローの実態を調査し、最近日本においても消費者政策として推進されているソフトロー (自主ルール) のあり方を比較法政策的観点から研究するものである。

(2) 海外のソフトローの実態を調査して、ソフトローを推進するための消費者法システムのフレームワークを明らかにし、理論構成を整理した上で、特定の分野における具体的なモデルを提言することが、本研究の最終的な目的である。

(3) 本研究を通じて、日本から国際的消費者問題に対する研究の成果や情報を発信することを目標とする。また、本研究の成果を行政、企業、または消費者に公表し、21 世紀にふさわしい消費者法システムの構築および

行政・事業者・消費者の役割について広く提言をしたいと考えている。

3. 研究の方法

(1) 文献調査

ソフトローに関する海外の文献をインターネットからダウンロードした。この文献調査を経て、内外の調査を行った。

(2) 海外調査

オーストラリアで、行政、消費者団体、自主行動基準および規格に携わっている方へのヒヤリングを行った。ヨーロッパの調査は、ソフトローに関わる消費者団体、規格関連団体へのヒヤリングを中心に行った。

(3) 国内調査

主に、JIS マーク、SG マーク、製品安全に取り組んでいる諸団体の関係者へのヒヤリングを行った。内外規格の活動をしている市民団体と連携して、子どもの安全に対する意識調査を行った。

(4) 上記の調査を行い、その結果を分析した上で、内外のシンポジウムやセミナー、関連の諮問委員会などで報告をし、意見交換の機会を得た。

4. 研究成果

(1) ソフトローの理論的なフレームワークについて

オーストラリアは、1990 年代以降、消費者保護を推進するためのソフトローが消費者政策の中に位置づけられており、欧米法系の諸国の中でも、そのフレームワークが明確である。ソフトローは、主に法規制を補完する役割、および法令の内容を明確化する役割が注目される。また、ソフトローは、競争促進、市場欠陥の是正、公正な取引などといった公共政策の目標を達成するために、市場メカニズムを重視した方法として、規制緩和時代に相応しい。

ソフトローが具体的な消費者問題への改善方法として適切かどうかを判断するために、三つの要因が指摘できる。それは、重要な公益にかかわる懸念、とりわけ公衆衛生（public health）や安全性についての懸念がないこと、当該市場問題が重要な影響を及ぼすものではないこと（つまり、ソフトローが仮に失敗したとしても、その影響が小さい）、当該市場問題が市場自身により改善が可能であること、とされる。

ソフトローの手法は多岐にわたるが、中でも自主行動基準、ADR スキーム、規格が注目されている。この三つの手段は、単独で機能する場合と連動する場合があるが、連動する場合の方がより効果が期待できる。

事業者団体の役割は、自主規制の効果を確保するために注目される。事業者団体が運用するソフトローの場合は、能力のある事業者団体が存在すること、事業者団体の加盟企業数が十分であること、自主規制を実行するための加盟企業の支援が得られていることが条件である。参加する事業者にとっては、インセンティブおよびサンクションが機能していること、参加による利益が非加盟企業に共有されていないことも条件とされる。

（２）消費者保護の観点から見た効果的なソフトローの手法

ソフトロー手法としては、自主行動基準（code of conduct）、ADR スキーム、規格（standard）などがある。これらは、特に消費者法および取引のベスト・プラクティスを強化するために効果的である。

①自主行動基準について

オーストラリアでは、特に事業者団体を中心とした自主行動基準が推進されている。

事業者団体運用の自主行動基準が消費者の利益増進に繋がるためには、次の要素が成功の鍵であると考えられる。

- 高い加盟率、
- 具体的なルール、
- きちんとした管理体制、
- 二段階による苦情対応（内部で解決ができない場合は外部へ）の体制整備、
- 企業および消費者への周知、
- 違反の差止だけでなく予防効果も期待できるサンクションの存在、
- 自主行動基準の継続的な改善のためのデータ収集、年次報告書の作成、定期的な見直し、である。

自主行動基準は、ADR スキームと連動させることで、より一層のコンプライアンス効果がある。

②規格について

国内の規格（JIS など）は、従来製品の品質や安全を向上するために、重要な役割を果たしてきた。最近、消費者関連の国際規格（ISO 規格）では、製品だけでなく、自主行動基準、苦情対応などの企業の経営姿勢を取り上げ、標準化を図っている。

その理由は、経済のグローバル化が進む中で消費者権利を保護するための国際的な適用のある法律が存在しないため、国際規格が発展途上国では法規制の「空白」を埋める役割を果たし、先進国では法規制の内容を明白にする役割、あるいは法規制を超える「ベストプラクティス」を示す役割を果たしており、これがそれぞれの国で注目されているからである。

規格は、消費者の安全を守る権利や情報を知らされる権利、情報を提供される権利、適切な商品を選択する権利などを保護するとともに、消費者が企業のコンプライアンス経営の度合いを測るための重要な尺度になる。

特定の消費者層、例えば子どもや高齢者の権利を守ることに役立っている内外の規格はたくさんある。特に子どもの安全に関して

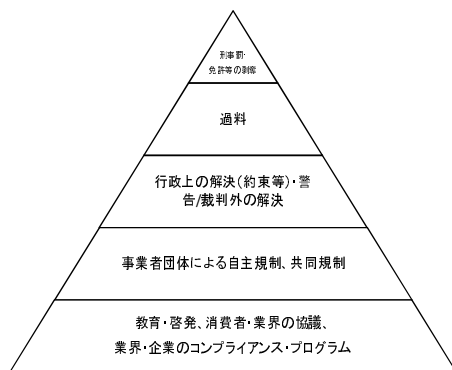
は、欧米諸国を中心に、個別製品についての国内規格が多く存在している。また、オーストラリアの場合は、強制規格が多く、市場モニタリングは行政だけでなく、消費者団体も行っている。一方、消費者に対して、これらの規格についての啓発・教育が盛んに行われている。この点に関して、日本で実施した「子どもの安全」に対する意識調査でも、海外とのギャップを伺うことができる。

規格の中で消費者の様々な権利を真正面から取り上げているのは、2010年10月に発行されたSR(社会的責任)の規格である。SR規格は、消費者権利を保護するとともに、消費者の企業に対して評価をするための重要なツールであるとして、国際消費者団体(CI=Consumers International)は、この規格の普及を促進する活動をしている。

(3) ソフトローの有効性の確保

① 法令へのリンク

ソフトローは、エンフォースメントの一環として、重要な役割を果たすと考えられている。下記の図は、オーストラリアの考え方を表すものである。



行政 企業 消費者

出典：Productivity Commission, Review of Australia's Policy Framework, Volume 2, No. 45, 30 April 2008, at 228.

ソフトローは、企業が違反をすれば評判を損失するなどの不利な状況がなければ順守をするインセンティブが少なくなる。そのと

き、法令へのリンクを通じて、コンプライアンス効果を向上させることができる。この場合は、「共同規制」と呼ぶことが多い。しかし、法令へのリンクがある共同規制は、法規制と変わらない効果を得る可能性があるため、その必要性やコストなどの要因が考慮される。

② 消費者などの外部者の参加

ソフトローは、消費者利益を増進するために、外部の参画が重要な課題である。自主行動基準の場合は、策定の段階から運営、モニタリングに至るまで、消費者代表を含む外部者の参画が自主行動基準の有効性を担保する。

規格については、様々なステークホルダーによる参加が当然視されているが、消費者サイドから見ると、消費者代表の人数および能力、参加するための費用が大きな課題である。また、国際レベルになると、アンバランスだけではなく、先進国の委員が途上国の委員より多いと、国際規格とは言っても結局先進国の消費者の意見しか反映されない結果となる。

ISOは、消費者代表のレベルアップを目指す様々な支援に積極的に取り組んでいる。

日本もこの流れを受けて、最近では「標準化」に対して専門的に携わることができる消費者の育成にも取り組んでいるが、欧州と比べると、まだ改善の余地があるように思われる。

③ 行政・事業者・消費者のコラボレーション

オーストラリアは、消費者政策を遂行するにあたって、行政・事業者・消費者の連携が充実しているようである。特にソフトローの場合には、このような連携重視の体制が非常に重要である。お互いの立場を理解し、同じ目標に向かって一緒に努力すれば、ソフトロー

一の効果は強化できる。

例えば、オーストラリアの場合、行政・事業者・消費者団体を見る限り、非常に良い関係が築かれている。このような良い関係があれば、一緒に仕事をしやすい環境ができあがる。なぜ、このような関係を築くことができたのかについて、さらに調査をすると興味深い結果が得られるであろうが、その理由の一つとして、人材の入れ替わりが柔軟な社会的システムの構築が挙げられる。人材の入れ替わりは、行政から消費者団体へ、または、その逆のパターンもある。

(4) 今後の展望に対する提言

① 国際消費者政策におけるソフトローへの積極的な参加

消費者取引や食品・製品安全に代表される現代の消費者問題に対応する国際消費者法というものは存在しないため、消費者保護を目指すソフトローの一層の役割が期待される。特に国際消費者問題への対応として、国際的コード（自主行動基準）、国際規格、国際的ガイドラインや指針が既に一定の評価を得ている。日本は、これらの動きを注視するとともに、一層の積極的な参加が求められている。

② 個別テーマへの取組の改善

製品安全と子ども消費者について、日本にとっては、ソフトローを消費者法と連動させている欧米諸国並みの制度作りが急務である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計17件)

- ① タン ミッシェル、最近のソフトローの動向と消費者保護— CI (国際消費者機構) と SR 規格 (組織の社会的責任) を中心に、帝塚山法学、査

読無、21号、2010、

- ② タン ミッシェル、取引慣行法における子供用製品の安全確保と強制規格—二段ベッドを中心に、帝塚山法学、査読無、20号、2010、
- ③ タン ミッシェル、消費者とのリコール社告を通じた対話、NITE 生活安全ジャーナル、査読無9号、2010年、
- ④ 松本 恒雄、法制度としてのリコールと自主的取り組みとしてのリコール、生活安全ジャーナル、査読無、9号、2010、
- ⑤ 松本 恒雄、CSRの潮流とこれからの企業行動—社会の要請を踏まえた企業活動が必要、世界の労働、査読無、60巻11号、2010、
- ⑥ タン ミッシェル、消費者保護と子供—危害情報と子供安全の確保、帝塚山法学、査読無、19号、2009、
- ⑦ タン ミッシェル、グローバル社会における消費者主権の確立、査読無、18号、2009、
- ⑧ 松本 恒雄、消費者法における公私協働とソフトロー—消費者市民社会の実現における法の役割、新世代法政策学研究、査読無、2号、2009、
- ⑨ 松本 恒雄、「消費者庁・消費者委員会の設置にみる 21 世紀型消費者政策の進展—その論点と課題」生活協同組合研究、査読無、405号、2009、
- ⑩ 松本 恒雄、消費者庁・消費者委員会設置の意義と企業に求められる対応、季刊事業再生と債権管理、査読無、127号、2009
- ⑪ タン ミッシェル、オーストラリアの消費者法システムにおける行政・事業者・消費者の役割について、帝塚山法学、査読無、17号、2008、

- ⑫ タン ミッシェル、子どもの安全と消費者保護—製品安全事故を中心に、帝塚山法学、査読無、16号、2008、
- ⑬ 松本 恒雄、今後の消費者行政の在り方について、自治フォーラム、査読無、594、2008
- ⑭ 松本 恒雄、製造物責任法の成果と製品安全の課題、L&T、査読無、42号、2008
- ⑮ 松本 恒雄、日本消費者法学会の意義と今後の課題、現代消費者法、査読無、1号、2008、
- ⑯ 松本 恒雄、食品表示をめぐる企業のコンプライアンスマネジメント、公衆衛生、査読無、72巻10号、2008、
- ⑰ 丸山 千賀子、標準化活動に関する欧州の動向と日本の標準化教育、消費者教育研究、査読無、127、2008、

[学会発表] (計1件)

丸山 千賀子、欧州委員会による消費者教育プログラム、日本消費者教育学会中部支部、2009年1月24日、椙山女学園大学

[図書] (計1件)

[産業財産権]

松本 恒雄、「ステークホルダーとしての消費者とCSR」大久保和孝ほか著、『社員のためのCSR経営入門』第一法規
74頁-88頁

出願状況 (計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況 (計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：

番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]

口頭報告

- ① タン ミッシェル 日本技術士会登録子どもの安全研究グループ例会、「子どもの傷害防止と規格」、東京 (2010年12月16日)
- ② タン ミッシェル 日本学術会議・安全工学シンポジウム2010年 (日本学術会議主催)、「生活空間における子どもの安全」東京 (2010年7月9日)
- ③ タン ミッシェル 全国消団連2010年度PL オンブズ会議報告会 (全国消団連主催)「欧州・豪州の自動車リコール制度」、東京 (2010年7月1日)
- ④ タン ミッシェル 第4回品質と安全文化講座 (一般社団法人品質と安全文化主催)、「消費者目線で見えた消費者政策と安全」、明治大学「紫紺館」、東京 (2010年3月2日)
- ⑤ Michelle Tan, The Fourth Consumer Law Roundtable (Australian Network for Japanese Law, the Centre for Asian and Pacific Law at the University of Sydney, and the Australian Research Council - Asia Pacific Futures Network 共催), "Consumers and Standards-Challenges and Recent Initiatives", Sydney (Dec. 4, 2009)
- ⑥ Michelle Tan, Luke Nottage, 19th SOCAP Australia International Symposium (Society of Consumer Affairs Professionals), "Lessons for Australia: How Other Countries Are Dealing With Current Consumer Issues", Sydney (25 August, 2009)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

タン ミッシェル (TAN MICHELLE)
帝塚山大学・法学部・教授
研究者番号：60299146

(2) 研究分担者

松本 恒雄 (MATSUMOTO TSUNEO)
一橋大学・法学研究科・教授
研究者番号：20127715

(3) 連携研究者

丸山 千賀子 (MARUYAMA CHIKAKO)
金城学院大学・生活環境学部・准教授
研究者番号：20324965

(分担期間：2008年度～2009年度)